2026 年 11 月 1 日

# 身体的拘束最小化に関する当院の基本方針

当院では、患者さんの尊厳の保持と安全な療養環境の確保を基本とし、
原則として身体的拘束を行わない方針としています。
ただし、患者さんまたは他の患者さん等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、十分な検討と手続きを経て身体的拘束を実施することがあります。
その場合も、必要最小限の方法・時間とし、早期解除に向けた取り組みを行います。

## 身体的拘束最小化のための取り組み

当院では、身体的拘束最小化のため、以下の取り組みを行っています。

1）身体的拘束最小化に関する院内指針の整備
2）身体的拘束最小化チームによる定期的な評価・検討
3）身体的拘束実施状況の定期的な把握・分析
4）多職種による代替ケアの検討
5）職員への定期的な研修の実施
6）身体的拘束実施時の早期解除に向けたカンファレンスの実施
7）管理者を含めた院内での実施状況の共有・改善活動

## 身体的拘束の実施状況【身体的拘束最小化推進体制加算についての掲示】

当院における身体的拘束の実施状況は以下のとおりです。
（※地域包括ケア病棟における直近 3 か月の実績）

| | 8 月 | 9 月 | 10 月 |
|---|---|---|---|
| 実施状況 | 1.7% | 3.3% | 4.3% |